

予納郵便切手一覧表

名古屋簡易裁判所
令和5年10月1日現在

申立書の種類	予納郵便切手	合計額	追加分の郵便切手 ※共通の代理人がある場合は、追加分の郵便切手は不要です。
訴状・少額訴訟・再審借地非訟	500円 10枚	6,740円	(※当事者が1人増すごとに)
	100円 10枚		500円 4枚
	84円 5枚		100円 2枚
	20円 10枚		2円 4枚
	10円 10枚		(合計2,208円) を加える。
	2円 10枚		
控訴状	500円 9枚	6,500円	(※当事者が1人増すごとに)
	100円 5枚		500円 4枚
	84円 10枚		84円 2枚
	50円 6枚		50円 5枚
	20円 10枚		10円 7枚
	10円 14枚		2円 6枚
2円 10枚	(合計2,500円) を加える。		
上告（特別上告）状	500円 4枚	5,700円	(※当事者が1人増すごとに)
	210円 10枚		500円 2枚
	100円 8枚		210円 2枚
	84円 6枚		100円 5枚
	20円 6枚		84円 4枚
	10円 12枚		10円 3枚
	5円 8枚		5円 1枚
	1円 16枚		1円 9枚
			(合計2,300円) を加える。
抗告状	500円 4枚	3,100円	(※当事者が1人増すごとに)
	100円 2枚		500円 4枚
	84円 5枚		84円 2枚
	50円 2枚		50円 5枚
	20円 10枚		10円 7枚
	10円 16枚		2円 6枚
2円 10枚	(合計2,500円) を加える。		
少額異議	500円 8枚	5,140円	
	100円 5枚		
	84円 5枚		
	20円 10枚		
2円 10枚			
少額訴訟債権執行	500円 5枚	3,196円	債務者が1人増すごとに
	100円 4枚		500円 2枚
	84円 2枚		100円 2枚
	50円 2枚		2円 2枚
	10円 2枚		(合計1,204円) を加える。
	2円 4枚		
			第三債務者が1人増すごとに
			500円 3枚
			100円 2枚
			84円 1枚
	50円 2枚		
	10円 1枚		
	2円 2枚		
	(合計1,898円) を加える。		

調停申立(特定調停を除く) ★特定調停は、調停受付係 にお尋ねください。	500円	2枚	2,970円	当事者が1人増すごとに
	100円	13枚		
	84円	6枚		
	10円	16枚		
	2円	3枚		
支払督促申立書	申立書の枚数が7枚以下の場合 1,204円(500円2枚, 100円2枚, 2円2枚) × 債務者の人数 ※支払督促発付通知を普通郵便で希望する場合は、84円1枚追加 申立書の枚数が8枚以上15枚以下の場合 1,250円(500円2枚, 100円2枚, 50円1枚) × 債務者の人数 ※支払督促発付通知を普通郵便で希望する場合は、84円1枚追加			
送達を要する雑事件 (移送・強制執行停止申立て等)	1,194円 × 当事者の人数分の郵便切手が必要となる場合もありますので、詳細については担当係まで個別にお尋ねください。			
公示催告 (手形・小切手等)	500円	2枚	2,240円	
	350円	2枚		
	100円	1枚		
	84円	5枚		
	10円	2枚		
即決和解	94円 × 相手方の人数 (35円を越える場合は右記のとおり)		申立書の重量が35g ^ラ を超えるものは、即決和解係にお尋ねください。	
意思表示の公示送達	434円	1組	878円	
保全	444円	1組	4,890円	債務者が1人増すごとに 500円 3枚 100円 2枚 84円 2枚 50円 2枚 10円 2枚 2円 4枚 (合計1,996円)を加える。 法務局が1か所増すごとに 500円 2枚 100円 2枚 50円 2枚 10円 4枚 2円 4枚 (合計1,348円)を加える。 第三債務者が1人増すごとに 500円 3枚 100円 2枚 84円 1枚 50円 2枚 10円 1枚 2円 4枚 (合計1,902円)を加える。
	500円	7枚		
	100円	6枚		
	84円	5枚		
	50円	5枚		
	10円	10枚		
	2円	10枚		

※名古屋簡易裁判所の例です。

他の簡易裁判所についてはそれぞれの裁判所にお問い合わせください。

※郵便切手が不足する場合は追加納付を求めることがあります。

手続終了後、未使用の郵便切手は返還します。